

# 会津坂下町使用料・手数料等 見直しに関する基本方針

(平成29年10月)

## 1 はじめに

使用料・手数料の見直しについては、平成17年度、平成19年度に検討されましたがいずれも結論がでず先延ばしになりました。平成25年度に消費税8%に伴い3%増税分の見直しを図った経緯がありますが、いずれにせよ根本的な見直し結果がでず現在に至っております。

平成29年1月に実施された県財政診断では、極めて厳しい財政状況であると診断され、住民サービスの見直しが必要であり、受益者負担に基づいた適正な料金徴収が重要であると指導されたところであります。

また、平成28年11月に策定された「第2次会津坂下町行政経営改革プラン」においても、平成29年度中に見直しを検討する計画となっております。

今回の見直しは、受益者負担の考え方を明確にし、行政サービスを利用する方と使用しない方との負担の公平性を図ることを目的とします。

## ●第2次会津坂下町行政経営改革プラン（抜粋）

### 2 受益者負担の適正化

使用料・手数料の適正化については使用料・手数料等の公平性、受益者負担の原則に立ち、現行料金の妥当性や施設使用における人件費・電気料・水道料・冷暖房費等の経費について町負担額等を算出し、未徴収だった行政サービスについても全庁的に洗い出しを検討します。（特別会計含める）

## 2 使用料及び手数料とは

・使用料とは、町が住民福祉の向上を図るために設けている様々な施設を町民が利用する場合に、利用の対価として利用者から徴収するものです。

・手数料とは、町で発行する住民票や印鑑証明その他の証明などのサービスの提供を町民が受けた場合に、当該サービスの提供のために要する費用を申請者から徴収するものです。

### 3 受益者負担の適正化に関する基本方針

受益と負担の公平化の観点から、町民の理解と納得を得られる合理的な料金とするため、次の3つの受益者負担適正化を基本方針とします。

なお、受益者負担の適正化を進める上で、施設やサービスの利用者が負担する受益者と、利用しない住民も税金という形で負担することを考慮した上で、次の原則を踏まえながら受益者負担を考える必要があります。

第一に、住民生活に欠かせないサービスであるかの必需性と公益性が高いか低いかの市場性に基づく「負担均衡の原則」、

第二に、人件費やランニングコストに基づく「負担公平の原則」、

第三に、受益者の所得に応じた負担能力に基づく「応能負担の原則」、

第四に、政策を考慮した「政策反映の原則」

以上、4つの原則を総合的に判断し進めます。

#### (1) 受益者負担の原則【公平化】

受益者負担とは、町が行う行政サービスにおいて、そのサービスを利用する特定の方（受益者）が利益を受けるものであるという前提から、利用しない方との均衡を考慮し、その受益の範囲内で当該行政サービスの対価として応分の負担をしていくことです。

受益者から見ると、使用料や手数料は、当然、安価であればあるほど喜ばしいものですが、使用料や手数料（収入）が行政サービスを提供しない方に負担を課すこととなり、最終的に、これは町民全体の負担となります。

このため、行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を図るため、受益者負担の原則に基づいた見直しを定期的に行います。

#### (2) 算定方法の明確化【透明性】

町が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料や手数料の算定根拠を明らかにし、町民にわかりやすく説明する必要があります。

そこで、積算根拠の明確化に向け、原価のあり方や負担割合などについて基本的な考え方を示し、透明性を確保します。

#### (3) 継続的な運営改善努力【継続的改善】

行政サービスの提供を行う町においても、人件費や維持管理経費が使用料等の算定基礎となることから、効率的な施設運営などにより受益者の負担軽減を図るとともに理解が得られる料金設定を目指す必要があります。

このため、行政経営改革プランなどに基づきコストを意識した業務の改善を行い、より安価な料金で行政サービスを提供できるような取組みを継続して行

います。

#### 4 見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設・行政サービスの運営改善努力を確保するために、使用料・手数料ともに、少なくとも5年ごとに見直しを行います。

ただし、経済情勢の変化が著しい場合など、特別な事情が生じた場合は、この限りではないものとします。

また、基本方針自体についても、見直しのサイクルにあわせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 5 施設ごとの性質による行政と受益者の負担割合（性質別負担率・負担均衡の原則）

町の施設は、道路や公園のように町民の日常生活に必要で、市場原理によって提供されにくい施設から、観光施設やプールなどのように、特定の町民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

このため、一律に受益者負担の原則だけで料金を設定することは困難であることから、施設を必要性と市場性の2つの視点により性質別に分類し、受益者の割合を設定します。

#### ●原価の基礎と負担範囲

種 別		内 容		行政負担	受益者負担
① 施設 に係 る 経 費	②資本的経費 (イニシャルコスト)	用地取得費	施設整備に係る用地の取得費用	○	×
		施設整備費	施設の建設や大規模改修、大規模な備品等に要する経費	○	×
	③施設運営経費 (ランニングコスト)	人件費	施設の受付、維持管理又は行政サービスの提供など通常の施設運営に係る人件費	△	△
		維持管理費	行政サービスを行うために、毎年度継続的・恒常的に支出される光熱水費、維持補修費（大規模改修除く）、管理運営に係る委託料などの経費	△	△

## 6 減免の取扱い

### (1) 減免の考え方

減免については、行政サービスとして、「町長が特に必要と認める場合」等に位置付け、使用料を全額減免してきました。

基本方針の考え方に基づき、統一的な考え方を定めることとします。

区分	考え方
全施設共有の運用方針	公益上の使用において減免することとし、次のように限定します。 ・町（議会や行政委員会含む）主催又は共催する場合 ・町以外の官公署が行政目的で使用する場合 ・施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で使用する場合
光熱水費相当分としての使用料運用方針	100%減免に該当する団体及び減免しない団体以外は、光熱水費相当分として使用料を負担していただくようにします。
町長が特に認める場合の運用方針	想定外の事態に対応するためのものであるため、適用する場合は、真にやむをえない場合に限るものとします。

### (2) 減免基準

#### ●100%減免

##### ◆町・町教育委員会等が主催又は共催する場合

ア 町や教育委員会、法令や要綱に基づく附属機関・審議会・委員会等が行政施策や事務事業を遂行するために利用する場合

【例】スポーツ推進委員、健康づくり推進協議会、消防団など

イ 町や町教育委員会が主催又は共催する実施団体（実行員会等）

【例】成人式実行委員会、戦没者追悼式、敬老会、初市実行委員会など

##### ◆団体の活動内容が町の行政活動を補完する場合

【例】社会福祉協議会、民生児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、赤十字奉仕団、交通安全協会、区や自治会が町の要請により事業を行う場合など

##### ◆町内の保育園、小中学校等が保育や教育の一環として使用する場合

【例】保育所、保育園、小中学校、PTA連絡協議会、PTA（学校単位）

##### ◆当該施設の指定管理者が管理業務のために施設を利用する場合

##### ◆教育的見地から実施する青少年の育成活動

【例】スポーツ少年団等の各種スポーツ・活動団体

◆町長が特に認める場合

災害、テロなど想定外の事態に対応する場合など

●光熱水費相当分としての使用料

◆町が関与し運営を支援・助成する団体が使用する場合

ア 社会福祉、障がい者、高齢者等の関係団体

【例】戦没者遺族会、身体障害者更生会、老人クラブ、町内の子育てサークルなど

イ 地域コミュニティ団体、社会教育、社会体育関係団体が使用

【例】区・自治会、婦人会、町体育協会加盟団体、町文化協会加盟団体など

ウ 青少年の活動団体

【例】各地区子供会など

◆公益性のある活動を行う団体で、次のア～カの団体要件を満たす場合

ア 構成員は5名以上で、代表者を定めて組織として活動していること

イ 団体の規約があること

ウ 代表者及び構成員の過半数が町民であること

エ 1年以上の活動実績があり、今後も継続した活動が見込まれること

オ ボランティア活動団体は、ボランティア登録をしていること

カ 政治活動、宗教活動、営利活動を行なわない団体であること

※ 公益性のある活動とは・・・団体の設置目的を達成するための活動を継続的かつ計画的に実施しており、その成果が団体の構成員だけでなく他の町民に還元される活動

●減免しない団体

◆他の町民への影響（公益性）が見いだせないもの

構成員の親睦や教養、趣味、技術向上等、活動団体による便益の範囲が個人やその団体のみ限定される活動であり、他の町民への影響（公共性や公益性）が見出せないもの

◆財政基盤が確立している自立した団体等

【例】土地改良区、農協、商工会、観光物産協会、NPO法人、青年会議所、シルバー人材センター、県立高校（クラブ活動含む）、町外の団体など

## 7 保育料見直しについて

現在、町の重要施策として幼稚園保育料の無料化及び保育所保育料の低減化を図っています。受益者負担の原則から言えば例外なく負担するべきものでありますが、町の重要施策として継続するというので、「政策反映の原則」により、今回の見直し対象から除くこととします。

次回の見直しについては、対象とするかどうか再度検討する必要があると考えます。

保育料名	担当班
教育施設・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額	子ども支援班
幼稚園預かり保育料	子ども支援班
保育所延長保育料	子ども支援班
放課後児童健全育成事業負担金及び延長保育料	子ども支援班

## 8 おわりに

今回の大きな見直し点は、施設ごと住民に欠かせないサービスであるかの必需性と公益性が高いか、低いかの市場性に基づく「負担均衡の原則」を取り入れ、受益者負担の割合を設定したことと、減免の取扱いについて統一的な考え方を定めたこととあります。

使用料や手数料等は、町民生活の全般にわたり、深く関わっているものが多く、常に町民の皆さんの理解と協力が得られるよう、定期的な見直しを行っていくなかで、効率的な施設の管理運営の努力を続けながら、今後もより一層の適正化を図っていきます。